

宮古市告示第133号

宮古市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱を次のように定める。  
令和5年10月17日

宮古市長 山本 正徳

宮古市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者に対し補聴器購入費用の一部を助成することにより、コミュニケーション機会の促進と日常生活の質の向上を図り、もって高齢者福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中等度難聴 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満をいう。
- (2) 補聴器相談医 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が規定する講習カリキュラムのすべてを履行した耳鼻咽喉科専門医で当該法人の理事長が委嘱した者をいう。

(対象者)

第3条 補聴器購入費用の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「対象者」という。)とする。

- (1) 宮古市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 中等度難聴で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない者

(助成金額)

第4条 補聴器購入費用の助成金の額は、対象者が補聴器を購入する経費(以下「補聴器購入費」という。)に10分の9を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、4万2,000円を上限とする。

(補聴器購入に当たっての留意事項)

第5条 適切な補聴器の装用を促すため、補聴器購入費用の助成対象となる補聴器は、購入前の試用が可能であり、かつ購入後の機器の調整、保守及び修繕が可能な販売店等(以下「補聴器販売店等」という。)から購入したものに限るものとする。

(交付申請)

第6条 補聴器購入費用の助成を受けようとする者は、宮古市高齢者補聴器購入費用助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 補聴器相談医による補聴器適合に関する診療情報提供書(2018)又は補聴器販売店等で聴力測定した聴力グラフの写し
- (2) 補聴器を購入した際の領収書の写し

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めるときは宮古市高齢者補聴器購入費用助成金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金を交付すべきでないとき認めるときは宮古市高齢者補聴器購入費用助成却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の禁止期間)

第8条 前条の宮古市高齢者補聴器購入費用助成金交付決定通知書により交付決定を受けたときは、その交付決定の対象となった補聴器を購入した日から起算して5年間は、第6条に規定する交付申請をすることができない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、その交付額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補聴器の目的外使用等の禁止)

第10条 助成金の交付を受けた者は、補聴器を助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定に違反した場合には、その交付額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年10月17日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

宮古市高齢者補聴器購入費用助成金交付申請書

年 月 日

宮古市長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話番号

宮古市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり宮古市高齢者補聴器購入費用助成金の交付を申請します。

なお、この申請書は、市が交付決定をした後は、助成金の請求書として取り扱います。

(フリガナ)				生 年 月 日
対象者氏名				年 月 日 (満 歳)
住 所	〒			
補聴器購入金額	円	購入日	年 月 日	
交付申請額	円 (交付申請額 = 補聴器購入金額 × 0.9 ≤ 42,000 円)			

振込先

口座	金融機関名	支店名 (店番)	口座種別	口座番号
		支店 ( )	普通・当座	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

※口座種別については、普通又は当座のどちらかに○をしてください。

添付書類

- (1) 補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）又は補聴器販売店等で聴力測定した聴力グラフの写し
- (2) 補聴器を購入した際の領収書の写し

様式第2号（第7条関係）

宮古市高齢者補聴器購入費用助成金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

宮古市長

年 月 日付けで申請のあった宮古市高齢者補聴器購入費用助成金につきまして、宮古市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱第7条の規定により、交付することに決定したので通知します。

助成金額 金 円

様式第3号（第7条関係）

宮古市高齢者補聴器購入費用助成却下通知書

第 号  
年 月 日

様

宮古市長

年 月 日付けで申請のあった宮古市高齢者補聴器購入費用助成金の交付につきまして、宮古市高齢者補聴器購入費用助成事業実施要綱第7条の規定により、下記の理由のとおり却下しますので通知します。

理由